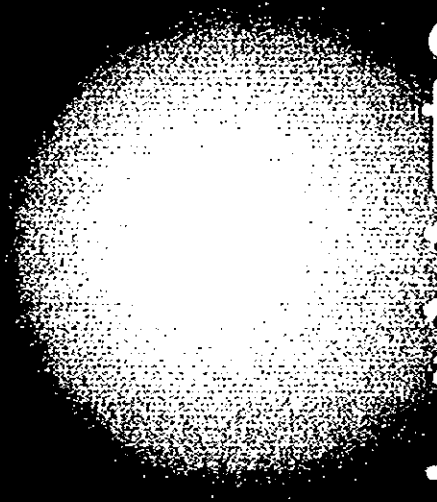


2007 Campaign

募金にご協力ください



## ごあいさつ

「女性のためのアジア平和国民基金」(アジア女性基金)理事長就任にあたり、ごあいさつ申し上げます。

アジア女性基金は、いわゆる従軍慰安婦問題に関して、道義的な責任を痛感した政府の決定に基づき、政府と国民が協力して元「慰安婦」の方々に国民的な償いの気持ちを表わすための事業と、女性をめぐる今日の問題解決のための事業を推進することを目的に、1995年7月発足しました。

私は、内閣総理大臣当時、我が国の植民地支配と侵略によって多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の惨禍と苦痛を与えたことに対して、お詫びと反省の気持ちを表明いたしました。特に、旧日本軍が関与して多くの女性の名誉と尊厳を傷つけたいわゆる従軍慰安婦問題については、心を痛め、政府と国民がともに協力して、これらの女性に対する国民的な償いや医療・福祉の事業の支援などに取り組むためのアジア女性基金を発足させました。

今夏、アジア女性基金は、設立以来5年を迎え、この間、基金に課せられた事業は順調に進み、償いの事業を受け取っていた元「慰安婦」の方々



はフィリピン、韓国、台湾で総計170名になりました。償いの気持ちを受け止めて下さいました被害者の方々のこれからの人生がいくらかでも安らかなものであるよう心から願っております。

また、今なお世界の各地で数多くの女性がいわれなき暴力や非人道的な扱いに苦しめられています。アジア女性基金は、女性をめぐるこのような今日の問題の解決にも取り組んでおり、引き続き努力する所存です。

この度、理事長就任に際し、アジア女性基金に寄せられた国民の皆様のご多大なご協力に、あらためて深く感謝申し上げます。これまでお寄せいただいた寄付金は、多くの被害者に受け取っていただきました。アジア女性基金としては、償いの気持ちを受け止めていただけるすべての元「慰安婦」の方々に事業をお届けできるよう引き続き努力する所存です。しかし、今も申請は続いており新たな募金が必要となっております。一層のご理解とご協力をいただけるよう切にお願ひ申し上げる次第です。

2000年10月

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金  
理事長 村山 富市

1. 募金にご協力ください	4
2. 今日までの償い事業	6
3. フィリピンにおける償いの事業	10
4. 韓国における償いの事業	14
5. 台湾における償いの事業	16

6. インドネシアにおける償いの事業	18
7. オランダにおける償いの事業	20
8. 各国別事業実施一覧表	23
9. Q&A	24
10. 新たな基金へのお願ひ	26

キャンペーン2000

償いの事業を受け止めて  
くださる「慰安婦」とされた被害者の  
方々が増えております。  
フィリピン、韓国、台湾で170名の方々に  
償いの事業をお届けしました。  
国民の皆様からの募金総額は、  
4億4800万円(8月末現在)です。  
現在までに、3億4000万円をお届けしました。  
残額は、1億800万円です。  
今後受け取りたいとの申請件数は  
増えるものと見込まれます。

すべての望まれる  
方々にお届けするため、  
アジア女性基金は、  
一層の募金をお願い  
いたします。

募金にご協力ください。

## 今日までの償い事業

### はじめに

先の天原は、日本国民にも海外、とくにアジア  
諸国の人々にも大きな被害をもたらしました。なか  
でも、十代の少女までも含む多くの女性を本人たち  
の意思に反して「慰安婦」としたことは、女性の歴  
史的尊厳を踏み及ぶ残虐な行為でした。

アジア女性基金は、何とかごうじた方々の痛みを  
受け止め、その苦しみが少しでも緩和されるよう努  
力するため発足しました。「従軍慰安婦」とは、かつ  
ての戦争の時代に、旧日本軍の関与のもと設置され  
た慰安所等で一定期間、将兵に性的な専任を強いら  
れた女性たちのことです。

### 経緯を辿って

アジア女性基金は、道義的な責任を認め日本政  
府と国民の「慰安婦」とされた方々に対する、お詫  
びと反省をあらわす事業を実施し、あわせて今日的  
な女性の尊厳に取り組むことを目的として、1995年  
7月、発足しました。とりわけ償いの事業は、半世紀  
の沈黙を破る勇気を出した当事者に対し、償いする  
ためのものです。国民からの募金と政府資金で実  
施される償いの事業は「私は年寄り、もう神でない」  
という当事者の声に応える現状で可能な方法として、  
政府と国民の協力で進めています。基金では、現在

## 今日までの償い事業

までに170名(注)の元「慰安婦」の方々に、国民か  
らの寄付による「償い金」200万円、内閣総理大臣  
のお詫びの手紙、政府資金による医療・福祉支援事  
業としての財・サービスをお届けしています。総理  
の手紙を受け取った女性の多くは、大切なステップ  
と評価し、このお詫びによって「人前に出られます」  
と述べられた方もいます。基金の事業が実施された  
ことにより、「慰安婦」とされた方々に対する道義的  
責任を果たすべく、政府と国民が共に被害者個人に  
届く「償い事業」に取り組むという、新たな方式が生  
まれました。

(注) 総計170名のフィリピン、韓国、台湾における実数人数  
の内訳については、元「慰安婦」の方々のプライバシーに配慮し、  
静かな生活を守るため、現状では、公表をさし控えています。

### 「繰り返さない」努力

また、女性に対する暴力の歴史を「繰り返さない」  
決意を次の世代に伝えるため、アジア女性基金は、  
その資料の収集、整備、提供に努めてきました。同  
時に、基金のもう一つの柱である今日的な女性の人  
権の問題に関わる尊厳事業によって、さらに明確に、  
過去だけでなく現在の女性に対する暴力及び人権侵  
害の問題に取り組む姿勢を示し、二度と「慰安婦」  
問題を起さない努力をしています。

**今日まで調達しました**

基金は最初、フィリピン、韓国、台湾に対して償いの事業を実施するところから出発しました。当時、日本政府の各国政府・機関などへの問い合わせによると、フィリピン、韓国、台湾あわせて対象となる方は、約300人と考えられました。今日までに寄せられた募金額は約4億4800万円です。現在までに、

- 1) 国民の償いの気持ちである「償い金」200万円、
- 2) 政府のお詫びと反省の気持ちを表す「総理の手紙」、
- 3) 被害者のお役にたてていただくために政府と基金がともに行う「医療・福祉支援事業」は、170名の方々に届けられました。このことは、元「慰安婦」の方々と政府・国民の気持ちをつなぐ重要な役割を果たすと同時に、「被害者がお元気でいらっしゃるうちに、一刻も早く」との考え方が相当の支持を得て受け止められたということが出来ると思います。

この事業の申請受付は5年間です。従って、1996年8月に開始されたフィリピンより、2001年以降、順次事業終了を迎えます。現在までに、償い金として3億4000万円(170人分)をお届けしました。国民の皆様からの募金は「償い金」として支出する以外には使われておりません。従って、残額は、約1億800万円(54人分)です。

**さらに募金が必要**

フィリピンにおける償いの事業は、他の国・地域と大きな違いがあります。韓国・台湾では、基金が事業を開始する前から、政府あるいは委託された民間支援団体によって「慰安婦」の認定が行われていました。しかし、フィリピンの場合、現在も「認定」は進行中です。提出された申請書に基づき、フィリピン政府によって、インタビューなどの必要な認定の手続きが行われています。現在160名を超える申請書が認定の過程にあり、約一年後に迫った申請締め切りの2001年8月までには、さらに申請が増加するものと思われます。また、他の国や地域の「慰安婦」の方からの償い事業を受け入れたいとの意向も示されています。従って、さらに募金が必要となります。

**すべての被害者の方々に届けるために**

このような状況を踏まえ、アジア女性基金では改めて皆様に募金への協力をお願いする次第です。すべての「慰安婦」とされた方々に償いの気持ちをお届けするために、あらたな募金をはじめます。

それに先立ち、事業開始から現在までの各国・地域の償いの事業について以下にご報告いたします。

# フィリピン

## フィリピンにおける償いの事業

### 【償い事業の内容】

フィリピンでは、1996年8月13日、フィリピン各紙へ事業内容の公示を行い事業を始めました。申請された被害者一人あたり「償い金」200万円、総理のお詫びの手紙、医療福祉支援事業（一人あたり120万円規模）、理事長の手紙、賛金者からのメッセージをお届けしています。フィリピンにおけるアジア女性基金の償い事業は、フィリピン政府の各省の協力、支援団体のリラ・フィリピーナ、マラヤ・ロラス及びその他の民間支援団体の協力を得て、順調に申請書の受付、認定等の手続きが続けられています。フィリピンの場合、韓国、台湾とは異なり「認定」は現在も進行中です。

### 【フィリピンの被害者たち】

フィリピンの元「慰安婦」女性たちの多くは、悲惨な体験を随って戦後結婚し、貧しいながらも子どもや孫に囲まれて暮らしています。結婚しなかった女性もフィリピンの大家族の中で、姪や甥、姉妹、兄弟と一緒に暮らしているケースが目立ちます。「償い金」を受け取った女性たちの多くが、「貧しさの中でずっと家族や隣人の世話になって来たが、もらった「償い金」で、家族や隣人に死ぬまでにお返しをすることが出来るのがうれしい」と述べています。

多くの場合、医者にかかる費用以外、自分のために「償い金」を使うのではなく、家族や隣人のために使っています。「償い金」の使途としては、雨が降るたびに、ドロドロになっていた床にコンクリートを敷いた、苗を買って家族で米を作った、冷蔵庫を買って新鮮で安全な食べ物を食べられるようになった、車イスを買うことが出来たので外に出ることが出来るようになった等の声を聞きます。

### 【共感と選択】

フィリピン社会は、「慰安婦」問題を同情と共感をもって受け止めています。最初に「慰安婦」であったと名乗り出た故ロサ・ヘンソンさんは、何度も新聞やテレビに出て、この問題について若い人に伝えたいと積極的に自分の体験した戦争中の話をしていました。ヘンソンさんをはじめ、被害者が話し、伝える努力をしたことにより、共感が生まれました。さらに、被害者の立場と利益を最優先に考えるアジア女性基金の方針が、広くフィリピン社会に理解されるようになり、ひいては、元「慰安婦」一人一人の「アジア女性基金事業を受け取るか否か」等の選択が尊重される環境が生まれました。ヘンソンさんは、償いの事業を受け入れてくださった最初の一人になりました。

### 不可能と思っていた夢

償いの事業を受け入れるにあたり、ヘンソンさんは「今まで不可能と思っていた夢が実現しました。大変幸せです」と述べ、アナスタシア・コルテスさんは「50年以上苦しんできましたが、今は正義と助けを得られ幸福に思っています」と語りました。ルフィーナ・ヘルナンデスさんは、「今日皆様の前に出たのは、総理のお詫きを得られたからです。感謝しています」と発言しました。また、ヘンソンさんは、記者からの「これで許すのか」の問いに、「1992年9月に名乗り出てから何度も「許すのか」と問われた。そして「許した」と答えてきた。なぜならそうしないと神様が自分を許さないと思う」と答えました。しかし、フィリピンでも、社会の理解や共感があるとはいえ、「慰安婦」であった方々の多くは、その傷痕を自分と家族のうちにとどめ、公にしていません。

### 医療・福祉支援事業

「償い金」の使途について、最初に事業を受け入れてくださった3名の女性は、生まれてはじめて大きな病院で自分の身体を検査して、医師の診察を受けたのがうれしかったと述べています。被害者の方々の要望を生かした医療・福祉支援事業の実施は、フィリピン社会福祉開発省(DSWD)とアジア女性基

金の間で、覚書を交わし、1997年1月から事業を開始しました。現在では6名の専任ソーシャルワーカーが、一人一人の要望にそったサービスを検討し、巡回家庭訪問、車イスの提供、部屋をバリアフリーに改造するなど専門知識の提供、専門医の紹介などを行っています。さらに、DSWDでは、身寄りのない元「慰安婦」の方々を中心に、毎年クリスマスパーティを開いています。1998年11月には、元「慰安婦」70名以上とその家族を対象に尊厳の回復、介護ケアと癒しのセミナーを開催し大変好評でした。同様のプログラムが今後も続けられる予定です。



**償い事業の内容**

韓国では、1997年1月より、償いの事業のお届けを始めました。申請された被害者一人あたり「償い金」200万円、総理のお詫びの手紙、医療・福祉支援事業（一人あたり300万円規模）、理事長の手紙、協金者からのメッセージをお届けしています。しかし、さまざまな事情により、現在、元「慰安婦」の方々の「基金」への申請および「基金」事業の実施は、困難であり停止状態にあります。アジア女性基金としては、政府と国民の皆様の償いの気持ちをお届けしたいとの立場に変わりはなく、関係者の理解を促進したいと考えています。なお、韓国における償いの事業の申請受付期間は、2002年1月10日までとなっています。

**ハルモニたちの声**

アジア女性基金事業を受け取っていただいた方々からは、「日本政府から、私たちが生きているうちに、このような総理のお詫びやお金が出ると思いませんでした。日本のみなさんの気持ちであることもよく分かりました。大変ありがとうございます」という深い感謝の声が届いています。また、ある方は、アジア女性基金事業を受けたあと、新聞記者に、「日本金体を与えるといわれても、われわれが死んだあとでは何の意味があるのか。」と答えています。（韓国日報、97年1月）また、ある方は、「戦争後、50年以上

が過ぎてなお私たちは、身体も神経も病的状態です。若い時に連れて行かれて、どんなに苦しい暮らしをしてきたか話しきれないほどです。しかし、年を取った今、日本で、このように募金して届けて下さって、大変ありがたく思っています。」

**さまざまに活用**

アジア女性基金から届けられた「償い金」、医療・福祉支援事業は、例えば漢方薬やその他の医薬品に、老眼鏡に、通院のタクシー代に、歯科診療や温泉治療などに使われ役立っていると報告されています。この国民的償いの事業を通じて、政府および募金の形で表わされた国民の皆様の償いの気持ちは、このように「慰安婦」とされた方々に届けられ、さまざまに活用されています。

基金としては、「一日も早くお届けしたい」との立場から、元「慰安婦」の方々のおかれた状況と気持ちを何よりも尊重し、理解を得るよう努力してきた結果、受け取っていただけたと考えています。

**韓国政府資料**

なお、韓国政府資料によれば、「慰安婦」として政府的に認定（登録）された方は1998年5月時点で186人、うち死亡者34人、生存者152人（海外居住2人）。2000年現在の生存者は140数人であると伝えられています。



## 台湾

### 「償い事業」の内容

台湾における償いの事業は、一人当たり200万円の償い金、総理のお詫びの手紙、基金理事長の手紙と被害者からのメッセージ、5年間で一人当たり300万円相当の医療・福祉支援事業をお届けすることとしています。

### 台湾における事業開始

事業は97年5月、台湾3大紙への広告掲載という形で開始されました。広告では、現地窓口である韓国法律事務所の連絡先と事業を受け取るための手続について説明しました。以後今日まで事業は、継続されています。一人でも多くの台湾の被害者に基金事業についての情報を提供するため、一般の人々にアジア女性基金事業の内容、性質を正確に理解してもらうことを目的に毎年1回、台湾紙8～10紙に広告の掲載を行っています。

### 台湾における「婦援会」の立場

99年1月、基金より初めて対話チームを派遣し、現地の被害者支援団体である「台北市婦女救済福利事業基金会(「婦援会」)」と協議の場を持ちました。「婦援会」は台湾当局からの委託により、被害者の認定と生活支援金の支給等を担っています。「婦援会」との協議の場には4名の被害者も出席し、償いの事業

## 台湾における償いの事業

の内容に強い関心を示しましたが、「婦援会」はあくまで国家補償を求めるという立場を主張しました。最近の「婦援会」の発表によれば、被害者として認定され生存している台湾人女性は、約40名とのこと。認定された被害者には、台北市などから生活支援金が支給されています。

### ご本人のためになることなら進めるべき

台湾では、基金事業の窓口を台北市内の韓国法律事務所に設け、申請受付に関わる業務をお願いしています。同事務所の頼浩敏弁護士は、基金事業への協力を承諾した気持ちを以下のように語られました。「これは国際社会に対する公益事業、人道的な事業です。被害者の方々が最も望んでいるのは心を癒したいということであり、この方々にせめて平和で安心した晩年を過ごさせてあげたい。ご本人のためになることなら進めるべきであり、政治的な論争から事の本質が歪められることには賛成できません。」

### ご本人の意思を尊重して

アジア女性基金は、被害者ご本人の意思を尊重するという原則に立って事業を進めています。台湾での申請受付は、2002年5月1日をもって終了しますが、事業を受け入れたいと判断された方には、一人でも多く日本国民の償いの気持ちをお届けしたいと考えており、その思いに変わりはありません。

## インドネシア

### インドネシアにおける償いの事業

アジア女性基金は、1996年12月、役員を現地に派遣し、インドネシア政府社会省及び女性問題担当府高官等と基金事業について協議を開始しました。その結果、インドネシア政府は、従来から「慰安婦」問題について日本政府が良い解決方法を見出すことを希望し、補償金を求めないこと、「慰安婦」被害者の認定は困難であること、元「慰安婦」の方々やその家族の尊厳を守らなくてはならないこと等の理由から、元「慰安婦」の方個人に対する事業ではなく、女性一般の社会福祉及び健康上のプロジェクト「高齢者社会福祉推進施設」事業への支援を受けるという方針を表明しました。

### 高齢者社会福祉推進施設

この施設設備が基金事業の目的にそって実施されるよう基金から要請を行ったところ、インドネシア政府より、本件事業により建設される施設への入居者の選定に当っては、元「慰安婦」と名乗り出た方や女性が優先されることと共に、場所に関しても、元「慰安婦」の方が多く存在したと思われる地域に重点的に整備されるとの協約を得ました。その結果、アジア女性基金は、「慰安婦」とされた被害者の方々にお役に立つ事業であると判断し、インドネシア政府が案

### インドネシアにおける償いの事業

施する「高齢者社会福祉推進事業」に支援することを決定しました。

### 覚書締結・事業内容

1997年3月25日、基金はインドネシア政府社会省との間で覚書を締結し、本件事業を開始しました。インドネシア社会省が事業の実施機関となり、日本政府からの拠出金をもとに、基金より総額3億8,000万円の規模で10年間にわたり支援を行います。また、覚書締結にあたって橋本龍太郎総理大臣よりスハルト大統領（いずれも当時）に対し親書が送られました。

初年度及び第2年度の事業として11の施設が完成し、これまでに124名の入居者がありました。なお、完成した施設に入寮している女性たちは一様に「満足している」と語り、各施設とも質素ではあるが清潔かつ明るい雰囲気を作り出そうという施設職員のアプローチと努力が見られました。

1999年政権交代による省庁再編において基金事業担当省が社会省から、国家社会福祉庁になりましたが、覚書締結当時と変わらず事業を推進していくことが確認されました。第3年度及び第4年度における事業も現在進行中であり、建設予定地等はそれぞれ6ヶ所となっています。

## オランダ

### 「心が救われました」

アジア女性基金は、1998年7月16日オランダにおける事業を開始しました。被害者の方々のうち、過去の被害を明らかにし、基金事業の内容を理解された上で申請し、償い事業の一環の医療福祉支援事業を受け取られた方々は77名となり、それぞれが希望される財・サービスの提供を受けられました。事業を受け取られた方々より事業実施委員会に対して感謝の気持ちを綴られた手紙、花束等が届けられ、同委員会を通じてアジア女性基金にもその写しが送られてきました。その多くの方々は、財・サービスとともに届けられた橋本総理(当時)のコック首相宛親書(写し)によって「心が救われました」と記されています。

### 事業開始まで

1996年、アジア女性基金は、事業についてオランダ政府に対し説明を開始しました。これに対しオランダ政府は「慰安婦」問題を含め、先の大戦に係る賠償、財産、請求権の問題に関してはサンフランシスコ平和条約等により解決済みであり、政府側で解決すべき問題ではなく、日本側が関係者と直接協議を行ってほしいとの考えを表明しました。このオランダ政府の立場によりアジア女性基金の「償い事業」

## オランダにおける償いの事業

は、相手国政府または政府に認められた関係団体による認定がなされないため、別の形をとることになりました。オランダ政府の仲介により戦争被害者団体との協議を経て、オランダにおいて基金事業を行うための事業実施委員会PICN (Project Implementation Committee in the Netherlands) が設立され、より具体的な事業内容について協議しました。

### 覚書締結・事業開始

1998年7月15日、基金は、在オランダ日本大使公邸において事業実施委員会とオランダにおける事業実施についての覚書を締結し、開始にあたって橋本龍太郎総理大臣(当時)よりオランダ・コック首相に対しお詫びと反省の気持ちを込めた親書が送られました。

それに先立ち、事業実施委員会は、基金事業について前述の戦争被害者団体の会報誌(会員数7万人)をはじめ、オランダ国内の新聞・雑誌、及び国外(事業対象者となるべき被害者が居住されていると思われる国々)の新聞等に事業内容、申請期間(6ヶ月間)などの広告を掲載をしました。

事業は、実施委員会が対象者に対し、本人の実状と要望を考慮しつつ、その生活改善に役立つ医療・

## オランダにおける償いの事業

福祉分野の財・サービスを提供し、基金は日本政府からの拠出金を元に、事業実施に必要な資金として事務経費を含め、総額2億5,500万円を事業実施委員会に準備しました。この事業の実施期間は事業対象者が高齢であること等を考慮して3年とし、上記77名の方々に対して事業は実施されました。



■各国別事業実施一覧表

対象国・地域	申請受付・実施期間	事業内容
フィリピン	1996.8.13.~ 2001.8.12.	「償い金」(200万円) 医療・福祉支援事業 (120万円規模)、 総理の手紙等
韓国	1997.1.11.~ 2002.1.10.	「償い金」(200万円) 医療・福祉支援事業 (300万円規模)、 総理の手紙等
台湾	1997.5.2.~ 2002.5.1.	「償い金」(200万円) 医療・福祉支援事業 (300万円規模)、 総理の手紙等
フィリピン、韓国、台湾で合計170人に「償い金」等をお届け		
インドネシア	1997.3.25.~ 2006.3.24.	高齢者社会福祉推進事業 (3億8千万円規模)
オランダ	1998.7.15.~ 2001.3.31.	医療・福祉分野の財・ サービス提供 (2億5500万円規模)

# Q & A

## Q1 「慰安婦問題」とは？

Ⓐ 先の戦争の時代に、旧日本軍の関与のもと設置された慰安所等で一定期間、将兵に性的な奉仕を強いられた女性たちのことです。

## Q2 「慰安所問題」の被害とは、どんなことですか。

Ⓐ 慰安所は、軍人による戦地における強姦等不法な行為や性病の蔓延による兵力低下を防止することなどを目的として、軍の側方などに設置されました。それら慰安所での女性たちは将兵たちに性的奉仕をさせられ、自由のない痛ましい生活を強いられました。日本軍が敗走し始めると、慰安所の女性たちは、現地に置き去りにされたり、敗走する軍と運命をともにしました。戦後、生き残った場合も、自分の境遇を助けて帰国することや結婚をあきらめ、子どもを生むことが出来ない身体になった女性たちも多数ありました。

## Q3 なぜ「アジア女性基金」で償いの事業をすることにこだわったのですか。

● 1991年、韓国の「慰安婦」とされた被害者が名乗り出て以来、いわゆる従軍慰安婦問題に対する日本の責任について、女性団体、被害者支援団体、人権活動団体などの追及はきびしいものがありました。日本政府は、1994年、サンフランシスコ平和条約や二国間及びその他の関連する条約などにより、戦争に伴う法的請求権の問題は解決済みであるから、新たな個人への賠償や補償を行うことは出来ないとしながらも、道義的な責任を認め、国民と共に「償いの事業」に協力することを表明しました。政府、国民各層など国内のみならず国際的にも、「国家補償をするべき」等をめぐってさまざまな意見や議論がありました。しかし、すでに年老いた被害者の方々への償いに残された時間は少なく、「一刻も早く行動を起こさなければ」という点で、一致した政府と国民によって、1995年7月、「女性のためのアジア平和国民基金」(アジア女性基金)が設立され、国民の皆様から寄せられた拠金を元「慰安婦」の方々にお届けする償いの事業を開始しました。これが政府と国民がともに償うアジア女性基金の償い事業です。同時に、アジア女性基金は、今日の女性が直面する暴力や人権侵害の問題、ドメスティック・バイオレンスや国際人身売買等の問題に関して女性の尊厳を守る事業にも取り組んでいます。アジア女性基金の発足から5年、政府が補償すべきとの女性団体や支援団体の主張を正面から認める裁判判決は未だになく、国会の立法による解決も具体的な日程が上がっていません。果てしない法律論争とは別に、アジア女性基金は引き続き国民の皆様と共にその事業を邁

して、日本が二度と「慰安婦」問題や戦争を起さなないための決意を示すこともあわせて希望しています。

## Q4 国連では、基金の活動はどのように評価されているのですか。

Ⓐ 女性に対する暴力について、1993年、ウィーンで開催された国連世界人権会議は、人権侵害であると明確に宣言し、「慰安婦」問題を含む暴力が女性の人権に及ぼす深刻な影響について国際的関心を高める役割を果たしました。さらに、1994年3月、国連人権委員会が、性差にもとづくすべての暴力行為を非難し、「女性に対する暴力特別報告者」を任命しました。その後、女性に対する暴力については、さまざまな状況と予防方法などに関しての議論が国連の場でなされるようになりました。いわゆる「慰安婦」問題に関しては、上記委員会で任命されたクマラスワミ特別報告者が、1996年の報告書付属文書の中で、アジア女性基金の活動を道義的な責任からの事業として歓迎すると記述しています。国連では日本政府の対応、特にアジア女性基金の「償い事業」等は、「十分とは言えないが、問題解決に向けての一歩前進である」と一定の評価をしており、クマラスワミ「女性に対する暴力」特別報告者、マクドゥガル「戦時における女性に対する暴力」特別報告者、ロビンソン人権高等弁務官等も、アジア女性基金の活動に対しては、前向きに評価しています。また、1997年の国連差別防止・少数者保護小委員会(現、人権の促進・保護小委員会)では、「慰安婦」問題に関する日本政府およびアジア女性基金の取り組みを「肯定的措置」であるとして評価する決議が採択されており、アジア女性基金としては、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた一人一人の被害者の立場と利益を最優先に考えて続けてきた活動に対し、国連でも理解が得られたものと考えております。

## Q5 個別の被害者にも、なぜ公表できないのですか。

● アジア女性基金は、国民の皆様の実施結果をお知らせすることは、当然であり必要なことと考えています。これまでに事業を行っているフィリピン、韓国、台湾における被害については常に報告してまいりました。現在、これらの国や地域において、170名の方々に対して事業を実施しました。しかし、アジア女性基金としては、何よりも被害者のおかれた状況や希望を優先させて対応を考えなければなりません。プライバシーを守ることは、申請をされた元「慰安婦」の方々との約束であり、さらに、少しでも安らぐで、静かな生活を過ごしていただきたいと考え、現状では、公表を差し控えています。将来、ご報告できる環境を各国・地域で作るよう努力しております。

皆様からの募金と政府と国民の情いの気持ち、アジア女性基金を通して「慰安婦」とされた被害者お一人お一人のもとへ確実に届いています。

アジア女性基金としては、これらの事業が被害を受けた方々の名誉の回復や自立の一助となり、これからの人生がいくらかでも安らかなものであることを心から願っております。

さらに、希望されるすべての「慰安婦」とされた被害者の方々に、政府と国民の気持ちを届けようとするために今後も努力します。

アジア女性基金の募金にご協力いただきありがとうございます。

### 送り先

郵便局からの郵便振替が便利です

女性のためのアジア平和国民基金  
郵便振替口座 00180-3-71164

(振込料金を負担しますので、当基金の振込取扱費をご利用下さい)

特定寄付金及び雑種寄付金の扱い

お寄せいただいた寄付金は、所得税法上の寄付金控除が認められる特定寄付金、法人税法上の全額損金算入を認められる雑種寄付金として大蔵大臣から指定されています。

(指定期間:平成12年4月12日～平成13年4月11日)

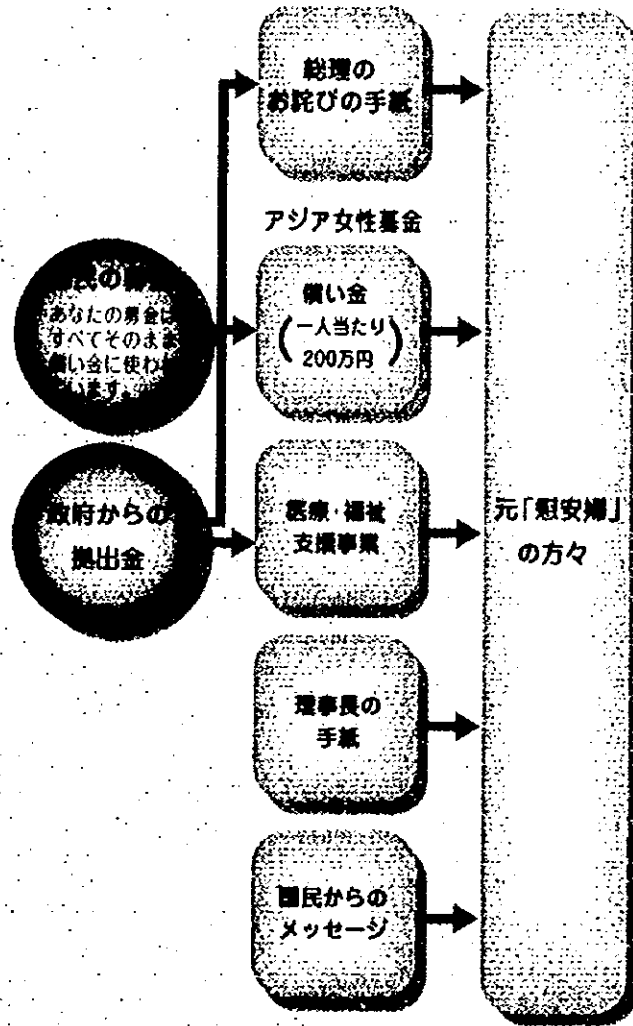
### 問い合わせ先

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金  
(略称/アジア女性基金)

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42赤坂アネックス  
TEL 03-3583-9346 FAX 03-3583-9347  
e-mail: dignity@awf.or.jp website: http://www.awf.or.jp

## アジア女性基金の償いの事業

あなたからの募金は、アジア女性基金を通して、  
このように元「慰安婦」の方々に届けられています。



財団法人 女性のためのアジア平和国民基金  
(略称/アジア女性基金)

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42赤坂アネックス  
TEL 03-3583-9346 FAX 03-3583-9347  
e-mail: dignity@awf.or.jp website: http://www.awf.or.jp